

令和4年第9回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和4年9月26日
開催年月日 令和4年9月26日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 相馬 孝好
閉会時刻宣告者 13時53分 事務局長 相馬 孝好
会 長 鈴木 誠

○出席委員

農業委員

席次	氏 名	席次	氏 名
1	堀口 榮一	10	宮澤 史明
2	井上ゆかり	11	林 春政
4	久保田穂積	13	鈴木 誠
5	櫻井 汪		
8	山口 俊司		
9	染野 嘉明		

農地利用最適化推進委員

第1区域 中井 孝志
第2区域 坂上 健司
第3区域 染野 亘志
第4区域 齊藤 喜久夫

○欠席委員

3 高橋 満 6 須賀 勤 7 小埜 一博
議事参与者 事務局長 相馬 孝好 主 任 小川 竜太
主 任 野原 靖子

会議件名

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請3件について
- (2) 議案第2号 空き家に付随した農地の指定申請1件について
- (3) その他
 - ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 本日は、お忙しい中をご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから農業委員会を開会いたします。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局長 初めに、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。お暑い中お集まりいただきありがとうございます。今年は農地パトロールをほんとに暑い中、実施していただきご苦労様でした。以前に比べて遊休農地が増えた印象でした。これから少しでも遊休農地が減らせるように頑張っていたきたいと思えます。今年台風があつたり予定した日に実施できなかつたりで大変だったと思います。観光協会なんかも悲鳴をあげていたようですね。毎週土日が台風だったということで。また近いうちにくるような話もあるようですが、注意していければと思います。それでは会議の方、よろしくお願ひします。

○事務局長 早速会議に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めていきますので。議事の進行にご協力をよろしくお願ひします。
ただいまの出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人の指名を行います。

8番、山口俊司委員、9番、染野嘉明委員を指名したいと思ひますが、異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ございませぬので、異議ないと認めます。

よって、議事録署名人に8番、山口俊司委員、9番、染野嘉明委員を指名します。

◎農地法第5条の規定による許可申請3件について

○議長 議案第1号 農地法第5条 番号1 ———氏所有の農地を———氏が「工場敷地」へ転用するための許可申請についてと、番号2「工場敷地」への転用については申請者が同一で関連がありますのであわせて審議いたします。

事務局の説明を求めます。—————

(事務局説明文章)

○事務局 ○議案第1号 農地法第5条、番号1・番号2については関連がありますので続けてご説明いたします。

番号1、譲受人住所・氏名、—————さん。譲渡人、住所・氏名・—————さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字—————、地目は畑、面積は134平方メートルの1筆です。転用の目的は追認による工場敷地です。権利の内容は、所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、—————区内、—————より東に約50mにある場所です。

次に、申請の事由ですが、当社は工場建設当時から当地を借地していたが、農地転用をせず利用していました。ということです。次に、内容ですが、裏に現在の写真がありますのでごらんください。土地造成134㎡です。建築物は、工場敷地となります。次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、駅から500m以内にある農地のため、第2種農地と判断されます。次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道本中84号線に接している農地です。

以上で番号1の説明を終わります。つづいて番号2についてご説明いたします。

番号2につきましては、譲渡人が異なっておりますが、番号1と内容が重複するところが多く重複するところは省略し、異なる箇所を説明いたします。

番号2、譲受人住所・氏名、—————さん。
譲渡人、住所・氏名—————さんの

3名です。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字—————で地目は全て畑、面積は200㎡、988㎡の合計1,188㎡の2筆です。転用の目的は追認による工場敷地です。

下に案内図、公図、裏面に現在の写真がありますのでご確認をお願いします。

次に、申請の事由、農地の状況、農地の区分、その他についてですが、番号1と同様のため省略いたします。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当区域推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。なお、農業委員の説明となりますが担当委員が休養中の小笠委員となるため推進委員の説明のみとさせていただきますのでそれを踏まえて説明をお聞きください。

○中井孝志委員 22日の日に事務局の小川さんとで現地確認をさせていただきました。小川さんの説明で私から言うことはないのですが、場所を言います。140号沿いの長瀬交番から100mくらい東側にあるところです。

以上です。

○議長 担当推進委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

○齊藤喜久夫委員 所有権移転となっているが、単なる所有権移転ということでしょうか。

○事務局 工場は既に建っているので追認による所有権移転となっています。

○齊藤喜久夫委員 追認の書いているところがわかりにくいと思う。他の人はどうかかわらないけど、少し勘違いしたので。表示の仕方をなんとか。

○事務局 かしこまりました。誤解をする恐れがあるため、追認の記載する位置について今後検討したいと思います。

○議長 他に質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ご

ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

○議長 つづきまして農地法第5条 番号3 ———氏所有の農地を ———氏が「駐車場」へ一時転用するための許可申請ついて、審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第5条、番号3についてご説明いたします。

番号1、譲受人、住所・氏名、—————、—————さん。譲渡人、住所・氏名、—————さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字小滝951番1、地目は畑、面積は2235㎡の1筆です。転用の目的は駐車場で一時転用となります。権利の内容は、賃借権の設定となります。下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、長瀬上区内、長瀬幼稚園の北側にある場所です。

次に、申請の事由ですが、紅葉シーズンになると月の石もみじ公園周辺は大変混雑いたします。例年行っているライトアップ時は大変混雑します。渋滞対策として土地をお借りし、深刻な渋滞発生時には臨時駐車場を設けるため、申請するものです。ということです。

次に、計画の内容ですが、次のページの配置図をごらんください。土地造成が、2235平方メートルです。

次に、資金計画ですが、新たな費用は発生しません。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、農振農用地区域内にある農地のため農用地区域内農地と判断されます。次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域の特定地域内にあり、町道長瀬88号線に接している農地です。なお農用地区域内農地での転用は原則不許可ですが、例外として一時転用は認められております。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当区域推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 22日に農業委員の堀口さんと事務局の小川さんと私の3人で現地確認をし

ました。紅葉の時期になりますと、ここに書いてあるとおり、月の石もみじ公園があることで道路が非常に混雑しますから、一時的に駐車場とすることは問題ないと思います。

以上です。

○議長 担当推進委員の説明は終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

1番、堀口榮一委員、説明をお願いします。

○1番 堀口榮一委員、22日に事務局の小川さん、中井さんと現地確認を行いました。場所は先ほど、事務局から話しがあったとおり——の北側、町道長瀬88号線に接している農地です。ここの農地は年に数回除草されており、よく管理されています。例年ここの農地は臨時駐車場として一時的に利用されておりまして、土地の所有者においても何も耕作はしておらず、ほとんど草地であります。駐車場の時期を待って管理しているのかなと思えるくらいよく管理されています。

以上です。

○議長 堀口榮一委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

○10番 宮澤史明委員 一時転用の場合は期間は入れてないのですか。

○事務局 説明が漏れておりました。期間は令和4年11月30日までです。

○10番 宮澤史明委員 資料に記載した方がわかりやすいね。

○事務局 以後そのように対応いたします。

○議長 他に質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

議長 つづきまして、議案第二号 空き家に付随した農地の指定申請1件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号 空き家に付随した農地の指定申請1件についてご説明いたします。

長瀬町では、農地法第3条許可基準としての下限面積を30アールとしておりますが、平成30年4月1日より空き家バンク制度に登録された空き家とともに付随した農地を取得する場合は下限面積を1アールまで引き下げる決定をしております。この適用を受ける為には、農業委員会の指定を受ける必要があります。指定を受けた農地については、農地法第3条の下限面積が1アールまで引き下げられることとなります。議案第2号は、空き家に付随した農地として指定を受ける為の申請書の提出があったため審議していただくものです。指定のための主な要件は議案第2号の最初に記載させていただきましたので、ご確認をお願いします。指定要件としては5つありまして、一つ目が、空き家バンクに登録した空き家の所有者が所有する農地であること。二つ目が、空き家バンクに登録した空き家からおおむね100m以内の農地であること。三つ目が、指定する農地の面積が1アール(100㎡)以上であること。四つ目が、指定する農地の全て又は一部が遊休農地であること。五つ目が、所有者による維持管理や農作物等の栽培が行われる見込みがないこと。なお、空き家に付随した農地の指定をしても、指定後に農地法第3条の許可申請が必要となり、譲受人は3条の許可要件を満たす必要があります。この指定要件を踏まえまして審議をお願いします。

それでは説明をさせていただきます。

番号1、申請者、住所・氏名、_____さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字_____。地目は畑、面積は425㎡の1筆です。下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、内、エビス園より北西約200mの場所です。

次の農地の状況ですが、農地の区分は駅、役場等の周囲500m以内の区域の農地として、第2種農地と判断されます。農地の状況は全部が遊休農地となっており、空き家からの距離は建物と隣接した農地のため、100m以内に位置しています。

空き家の状況は、所在地は大字_____で所有者は申請者と同じ_____さんで、空き家バンクへの登録は令和2年11月24日に登録されている事を確認しております。以上で説明を終わります。

○議 長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当区域推進委員 坂上 健司(さかうえけんじ) 委員の説明をお願いします。

○坂上健司委員

この件につきまして、先日21日の日に、鈴木会長、事務局、私の3人で現地確認をして参りました。現地ですが、この畑は先ほど事務局から説明があったとおり、空き家バンクに登録のある空き家のすぐ隣にあり、また、道路に面しており、草になっておりますが、使用は可能かと思えます。事務局から説明があったとおり、私の方からは特段説明はありませんがよろしくをお願いします。

議 長 説明が終わりました。続きまして、農業委員の説明ですが、私の担当地区なので説明いたします。

委 員 (鈴木 誠会長説明)

この件は私の担当地域なので、一緒にあるきました。——さんのところは昔の母屋を新しく、ぶどう園の近くに新居を設けたことであり、現在空き家になっていると確認ができました。先ほど坂上委員がいったとおり建物に続いた農地になっており、農地を取得することに関して差し支えないと思われまます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 担当推進委員、農業委員の説明が終わりましたので、これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

(採決)

議 長 これより本件に対する採決を行います。

本件は、申請のあった土地について空き家に付随した農地として指定したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は、挙手願います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 全員(または過半数)の挙手がございましたのでご異議ないものと認めます。よって、本件は空き家に付随した農地として指定することに決定いたしました。

以上で議案の審議は終了しました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、10月の委員会日程でございます。10月の委員会は、25日火曜日午後1時30分からにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 では、25日火曜日午後1時30分に決定します。

事務局、何か他にございますか。

○事務局 先月の農地転用許可の状況ですが、農地法第5条の2件のうち、1件が令和4年9月21日付けで許可となり、1件が現在書類の補正中です。

以上となります。

◎閉 会

○事務局 これをもちまして、農業委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後1時53分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和4年9月26日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 山 口 俊 司

署名委員 染 野 嘉 明